

ハーグ協定による意匠の国際出願

弁理士 大塚雅晴

ハーグ協定のロンドン改正協定 (1934年)

_____ ハーグ改正協定 (1960年)

_____ ジュネーブ改正協定 (1999年) ←日本が加入 2015.5.13.

(同日に、アメリカも加入)

- WIPO 管轄
- 1つの国際出願で、複数意匠を、複数国に、出願できる。
- 複数国における意匠権を一括管理

$$\left. \begin{array}{l} \text{※PCT と似てる} \rightarrow \text{チョット違う} \\ \text{※マドプロと似てる} \rightarrow \text{チョット違う} \end{array} \right\}$$

締約国

ハーグ協定の締約国一覧

2016年9月13日現在

国名	国コード
アルバニア	Albania
アルメニア	Armenia
アゼルバイジャン	Azerbaijan
ボスニア・ヘルツェゴビナ	Bosnia and Herzegovina
ブルガリア	Bulgaria
ベナン	Benin
ブルネイ・ダルサラーム	Brunei Darussalam
ボツワナ	Botswana
ベネルクス（ベルギー、ルクセンブルク、オランダ）	Benelux (Belgium, Luxembourg, Netherlands)
ベリーズ	Belize
スイス	Switzerland
コートジボワール	Côte d'Ivoire
ドイツ	Germany
デンマーク	Denmark
エストニア	Estonia
エジプト	Egypt
欧州連合	European Union
スペイン	Spain
フィンランド	Finland
フランス	France
ガボン	Gabon
ジョージア	Georgia
ガーナ	Ghana

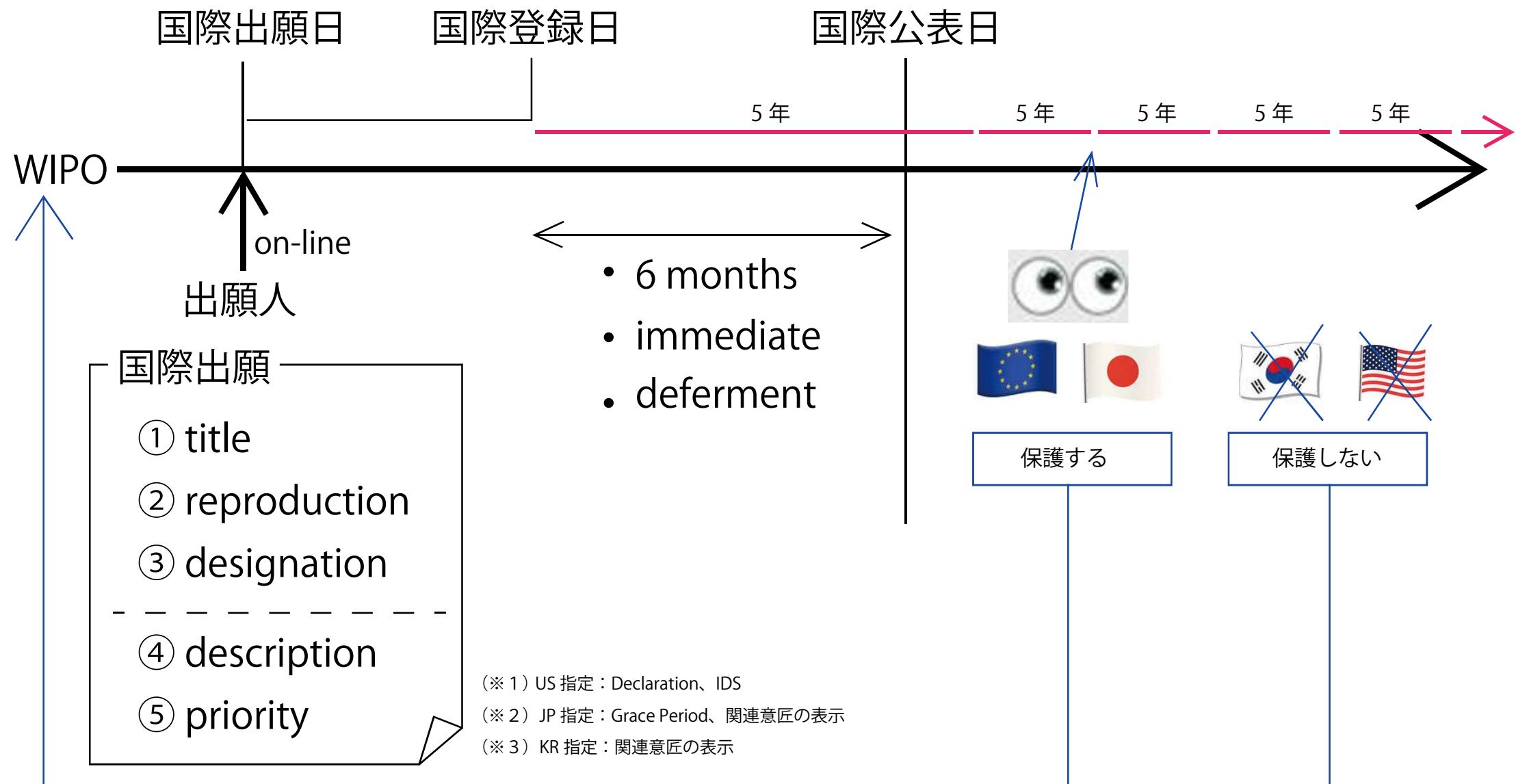
ガーナ	Ghana	GH
ギリシャ	Greece	GR
クロアチア	Croatia	HR
ハンガリー	Hungary	HU
アイスランド	Iceland	IS
イタリア	Italy	IT
日本	Japan	JP
キルギス	Kyrgyzstan	KG
北朝鮮(注)	Democratic People's Republic of Korea	KP
韓国*4	Republic of Korea	KR
リヒテンシュタイン	Liechtenstein	LI
リトアニア	Lithuania	LT
ラトビア	Latvia	LV
モロッコ	Morocco	MA
モナコ	Monaco	MC
モルドバ	Republic of Moldova	MD
モンテネグロ	Montenegro	ME
マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国	The former Yugoslav Republic of Macedonia	MK
マリ	Mali	ML
モンゴル	Mongolia	MN
ナミビア	Namibia	NA

ニジェール	Niger	NE
ノルウェー	Norway	NO
アフリカ知的財産機関	African Intellectual Property Organization	OA
オマーン	Oman	OM
ポーランド	Poland	PL
ルーマニア	Romania	RO
セルビア	Serbia	RS
ルワンダ	Rwanda	RW
シンガポール	Singapore	SG
スロベニア	Slovenia	SI
セネガル	Senegal	SN
スリナム	Suriname	SR
サントメ・プリンシペ	Sao Tome and Principe	ST
シリア	Syrian Arab Republic	SY
タジキスタン	Tajikistan	TJ
トルクmenistan	Turkmenistan	TM
チュニジア	Tunisia	TN
トルコ	Turkey	TR
ウクライナ	Ukraine	UA
米国	United States of America	US

注：日本は北朝鮮を国として認めていない。

※特許庁 HP より抜粋

※中国、ロシア・・・加盟に向けて国内法制の整備中



<国際出願したら：実務一例>

- (2/23) online で WIPO へ国際出願
 - 日本出願に基づく優先権主張
 - 指定国：EU、US
- (3/1) WIPO から郵送で Notice が届く
- (3/7) WIPO から郵送で Certification (登録証) が届く (←国際登録日：2/23)

WIPO の web-page 上で国際公表

(本件は、immediate publication)



- International Designs Bulletin
→ www.wipo.int/hague/en/bulletin/
- Hague Express
→ <http://www.wipo.int/designdb/hague/en/>

国際登録だけで
mentenance できる！！

＜指定国内での手続 (JP) ＞

・ 国際登録出願 (WIPO への国際出願、JPO 経由。paper 出願)
意匠法 60 条の 3～5

・ 国際意匠登録出願 (FD 意匠出願 or 日本自己指定出願)
意匠法 60 条の 6～23



- ① 優先権証明書の提出 : 「国際公表日から 3 月以内」に提出！ (別ルート無し)
- ② 新規性喪失の例外 : 「国際公表日から 30 日以内」に提出！ (国際出願時に提出しても可)
- ③ 実体審査に対する応答 ← 通常の DD 出願と同じ。
- ④ refund (返金) : 「出願取下 or 拒絶確定の日から 6 月以内」に請求！

<JP Note>

(1) 一意匠一出願

「国際登録：複数意匠」 → 「日本：最初から複数出願」

JPO の HP 上で、
「国際登録番号」と「日本出願番号」との対応がエクセル形式で up されている。

(2) Grace Period

- option 1) 「国際出願時に英語で証明書を提出可能」(英語で OK、free format)
- option 2) 「日本国内で手続可能」(tight な提出 due、日本語訳が必要)

option 1 がお勧め！！

(3) 本意匠 & 関連意匠

「国際出願時に願書に記載欄がある」

→ 「記載しなくても、日本での審査段階で対応可能」

＜指定国内での手続（EU）＞

取り敢えずは、何もない！

・優先権証明書の提出 不要！

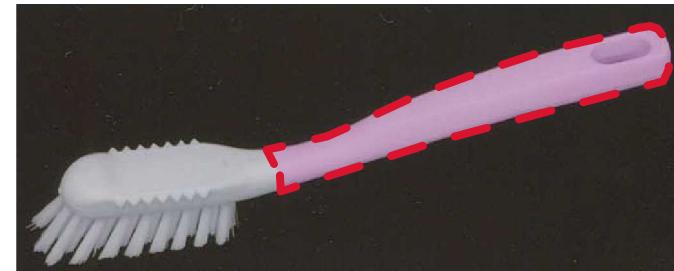
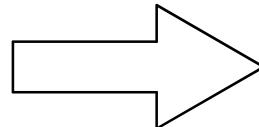
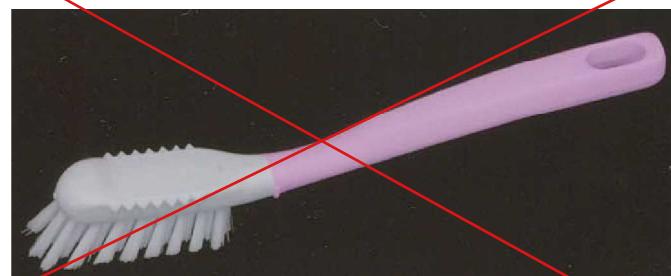
・1意匠につき7図までの制約 無し！

・部分意匠の場合の注意（作図）

（cf. EUへダイレクト出願の場合）

出願日から3月以内に提出が必要

1意匠につき、図面は7図まで。



※ 日本国意匠登録第1072327号

<EU Note>

Hague 経由を一番「オススメ」できるのは、EU 出願！

- (1) 現地代理人の出願 & 更新手数料が不要。(他国と同じ)
- (2) 優先権証明書の提出が不要。 (費用削減)
- (3) 図面の数に制約が無い。 (悩まない)
- (4) 実質無審査。 (登録が簡単)

指定国が 1 国 (EU) だけでも、Hague 経由が **お得** !

(※ 作図は、注意すべきであるが・・・)

＜指定国内での手続 (US)＞

①優先権証明書の提出 : 「国際公表日から 3ヶ月以内」に提出！ (別ルート無し)
(※ 法律上は、issue fee 支払いまで提出可能)

②Assignment、PoA の提出 : 「国際公表日から 3ヶ月以内」に提出が better ! (管理の都合上)

③IDS の提出 : 「国際公表日から 3ヶ月以内」は提出無料！ (国際出願時に提出も可)

④実体審査に対する応答 ← 通常の国内出願と同じ。

⑤登録査定が出たら、issue fee を支払う。 (一律、540CHF)

※日本との比較

日本 : 最初に全額 (出願料 + 登録料) 徴収 → refund

米国 : 最初に出願料を徴収 → 登録料を徴収

＜指定国内での手続 (KR) ＞

①優先権証明書の提出 : 「国際公表日から 3 月以内」に提出！ (別ルート無し)

(※国際公表後、1 週間程度で KIPO から Invitation が届く。)

②実体審査に対する応答 ← 通常の国内出願と同じ。

※本意匠と関連意匠

「国際出願時に願書に記載欄がある」

→ 「記載しなくても、国内での審査段階で対応可

<Official Fee>

WIPO に支払う料金	指定国に支払う料金
<ul style="list-style-type: none">・ 基本料金 ←意匠の数・ 公表料金 ←図面の数・ 追加料金 ←100 語からの超過 word 数	<ul style="list-style-type: none">・ 標準料金 ① ② ③・ 個別指定手数料 <p>(※) KR 指定の場合、ロカルノ分類によって、指定国料金が異なる。 (分類) 2、5、19 → 標準料金③ (分類) 上記以外 → 個別指定手数料</p>

※ Fee Calculator ←WIPO の HP 上に計算機が置かれている。

<http://www.wipo.int/hague/en/fees/calculator.jsp>

＜仮想料金比較＞

	ハーグで EU&US 指定 (1出願)	EU 出願 &US 出願を個別出願 (2出願)
(1) 標準事務手数料	190,000 円 (15+2×2)	240,000 円 (13+11)
(2) 現地代理人手数料	—— ※ただし、国際公表後に約10万円必要 (国内代理人指定、優先権証明書、譲渡証)	EU : 120,000 円 (10~13) US : 150,000 円 (10~20)
(3) official Fee	約 109,000 円 (967CHF @113 円)	EU : 40,000 円 (€350) US : 80,000 円 (\$760)
約 30 万円の差額！！ (63 - 30)		

(※ 金額差の大きい項目だけを抽出したものであって、費用総額を示すものではない)

＜結局のことろ＞

- ・ハーグ国際出願するメリット
 - ①コストが圧倒的に安い。
(少なくとも出願時 & 更新時において、現地代理人が不要)
 - ②顧客に対する出願費用見積もりが正確。
- ・ハーグ国際出願するデメリット (改善して欲しい点)
 - ①便利さが中途半端?
(国によっては、優先権証明書を指定国に直接提出が must)
(アメリカの場合、ids や declaration は国際出願時に同時提出できるのに、Assignment は USPTO に直接提出が must)

ありがとうございました。

弁理士 大塚雅晴

2016.11.26.